

平成24年度

第2回

南三陸町都市計画審議会

平成24年9月7日(金) 14:00~

南三陸町役場大会議室

署名委員

伊藤 雄一

# 平成24年度第2回南三陸町都市計画審議会議事録

日 時：平成24年9月7日  
14:00～15:30  
於 　：役場大会議室

## 1 開 会

## 2 出席者

都市計画審議会委員

加茂川融委員、吉田信吾委員、高橋武一委員、及川善祐委員、山本貴和委員、  
佐藤雄一委員、阿部建委員、千葉伸孝委員、山内昇一委員

事務局（復興事業推進課）

及川明課長、畑文隆課長補佐、江崎康治都市計画班長、坂元昭仁上席技術主幹、  
斉藤岳彦技術主査、池田知人技師、鹿野裕也技師、遠藤和美主査

傍聴者

報道関係者2名、一般傍聴者4名

## 3 挨拶

【佐藤町長】

- ・ 前は津波復興拠点整備事業に係る志津川東地区の都市計画について御決定をいただいたところ。今日は同じように中央地区について御決定をいただきたいと考えております。中央地区には埋蔵文化財があり、その調査には平成25年の中頃までかかる見込みですが、早期復興の為、この文化財に当たらない部分から事業に着手していく所存であります。今日は議案として6号議案まであり、資料も膨大であります、宜しく御審議を賜りたいと存じます。

## 4 配布資料の確認等

- ・ 事務局より当日配布資料の確認等

【事務局】審議に先立ち、町長は退席いたしますので、ご了承をいただきたいと思います。

続いて、配布資料を確認させていただきます。配席表、委員名簿、資料1議案書、資料2議案書別冊、参考資料県決定都市計画道路の変更について、それからパワーポイントでお示しする資料と同じものを配布させていただいております。

## 5 議 事

【会 長】出席委員数を事務局より報告願います。

【事務局】定数10名に対し、本日の出席委員数は9名であります。

【会 長】報告のとおり、出席委員数は過半数に達していることから、本審議会は成立するものとします。

【会 長】審議会条例運営規程第4条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名いたします。今回は、佐藤雄一委員をお願いいたします。

【会 長】審議会の公開に先立ち、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴申し出について報告願います。

【事務局】一般傍聴者4名、報道関係者2名の申し出がなされております。

【会 長】本日の審議会を公開とすべきかどうかについて、事務局の考え方を聞きたいと思います。

【事務局】本日の議案に対して、東日本大震災復興特別区域法第48条第5項の規定に基づき、意見書が提出されております。この意見書の要旨について確認したところ、情報公開条例第8条各号に規定する、公開することができないとされる情報及び個人情報に含まれておらず、非公開とする事由は認められません。従って、公開することに差支えないと考えます。

【会 長】ただいまの説明について、各委員より質疑はありませんか。

(質疑なし)

【会 長】それでは、本日の審議会は全て公開とし、傍聴についても認めることとします。

【会 長】審議に入ります。本日付議されている案件について、第1号議案「志津川都市計画土地区画整理事業の決定について」から第6号議案「志津川都市計画公園の変更について」までを、事務局より一括して説明願います。

【事務局】今回、都市計画審議会にお諮りする町決定の議案は6件あります。

まず、6件の議案の説明を行ってから、議案に提出された意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を述べさせていただき、ご審議を賜りたいと存じます。

その後、昨日(9月6日)、県都市計画審議会にて審議、承認された宮城県決定の志津川都市計画道路の変更(国道45号、398号、県道志津川登米線)についてご報告させていただきます。では、議案書資料1及び別添(資料)をご覧ください。まず、志津川市街地の主な都市計画案について、全体図で概要説明させていただきます。今回、お諮りする議案第1号の被災市街地復興土地区画整理事業は、図面朱色で塗られた区域で、約60haあります。

次に、議案第2号の一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、図面青色で塗られた区域で、前回、7月20日に開催した都市計画審議会でお諮りした「東地区」の変更となります。内容は、「中央地区」の区域の追加です。「東地区」は24.4haの都市計画であり、「中央地区」は17.4haの都市計画となるため、計画書には、合計の41.8haが総面積となります。

次に、議案第3号の昨年11月に都市計画決定した被災市街地復興推進地域の変更です。黒の波線で囲われた範囲が今年の指定区域ですが、今回の土地区画整理事業等をはじめとする都市計画決定に伴い、一部区域の除外を行います。なお、議案第4号の土地区画整理事業の廃止、議案第5号の都市計画道路の廃止、議案第6号の都市計画公園の廃止は図示しておりませんが、今回の土地区画整理事業等をはじめとする都市計画決定に伴い、廃止するものです。

最後に、県決定案件の都市計画道路国道45号、国道398号、県道志津川登米線です。緑色の着色が今回変更する都市計画道路です。説明は後程、参考資料でさせていただきます。

では、議案第1号志津川都市計画土地区画整理事業の決定から説明いたします。土地区画整理事業の区域は、西は助作から中央部高台の上の山周辺を除き、東は天王前、天王山の一部、南は防潮堤までの約60haとなっています。区域内は全て低地部となるため、災害危険区域となり、居住の用に供する建築物の建築は制限されます。しかし、居住以外の土地利用は可能なため、今後、土地区画整理事業の活用により、土地利用の増進を図り、集約換地等により志津川市街地の中心部に相応しい賑わいの創出と利便性の高い魅力的なまちづくりを行っていきたいと考えています。具体的には、土地の整形化や道路・公園の適切な配置を行うとともに、従前の土地利用を再編・集約して、観光・商業ゾーン、水産加工業を中心とした産業ゾーン、新たな町の発展につながる施設誘致ゾーンなどを設けて、土地の有効活用を図ります。お示ししている土地利用計画図の生活道路や公園、ゾーニング等は案であり、今後、まちづくり協議会のご意見をお聞きしながら詳細の検討を進めてまいります。区画整理事業スケジュールの予定について、都市計画決定後、9月18日の予定ですが、まちづくり協議会のご意見をお聞きしながら事業計画を作成し、平成25年度後半の仮換地指定、換地の割り込みを目指します。その後、造成工事等に着手する予定です。

次に、議案第2号志津川都市計画「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の変更について説明します。まず、前回都市計画決定した「東地区」について再度、説明いたします。一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、住宅、公益施設、業務施設等の機能を集約させ、津波に対して安全な市街地を緊急に整備することを目的とした事業です。東地区は今次津波の被害を受けない安全な高台にあります。本地区周辺には元々、住宅団地や商工団地、ベイサイドアリーナなどが立地しておりますので、利便性が高く、開発も進めやすい地区となっています。また、役場の仮庁舎もあるため、現在の町の中核的な場所でもあります。次に都市機能についてですが、防災性の高い庁舎や病院等を整備することで、津波発生時も円滑な救援、救助、早期復旧を担う拠点として位置付けるとともに、公益的施設の周辺に防災集団移転促進事業の受け皿として、災害公営住宅の建設を行う住宅施設を配置し、高齢化を踏まえて、コンパクトな地区形成を図ります。今回追加する中央地区は一部、盛土による嵩上げを行う区域もありますが、今次津波の被害を受けない安全な高台にあります。また、新井田のJR軌道の南側、志津川小学校の北側周辺に位置します。都市機能としては、東地区や志津川小学校との連携を重視して、小学校北側に生涯学習センター、子育て拠点施設等を配置して既存の教育施設（志津川小学校）との連続性を保ちながら災害公営住宅を含む良好な住宅団地を形成します。また、住宅施設の東側には、国道45号の交通利便性を活かして、交通広場（BRT）や消防署等を配置します。

これらの公益施設は、災害時、福祉機能や住民、特に子育て世帯の生活サポート機能を発揮し、隣接する既存の志津川小学校と志津川中学校が連動して避難所、救助活動機能等を担うことが可能となります。「中央地区」の事業スケジュールについて、高台への移転先ともなる住宅地の整備は、早い街区で、平成27年中頃以降に住宅建設が可能となる予定です。災害公営住宅の建設も合わせて行い、平成28年4月以降、完成した建物から順次入居が可能となる予定です。なお、事業地の中央に埋蔵文化財があり、その調査に時間を要するため、調査状況によって整備スケジュールが前後します。

次に、議案第3号志津川地区被災市街地復興推進地域の変更について説明いたします。今回の土地区画整理事業等の都市計画決定に伴い、昨年11月に都市計画決定した被災市街地復興推進地域の区域を見直しました。今回、被災市街地復興推進地域から除外される地区は、建築制限等が解除となります。図面の黄線で囲まれた箇所が今回の解除地域です。元々、復興推進地域は、面整備等の復興事業の推進のため、建築制限を課したものです。今回、面整備事業等の都市計画決定により、面整備区域から外れる箇所について、建築制限をかける必要がなくなったものとして、区域から除外するものです。

次に、議案第4号志津川都市計画土地区画整理事業の変更（廃止）について説明します。（議案書朗読により計画書、総括図、計画図を説明）

続けて、議案第5号志津川都市計画道路の変更（廃止）について説明します。（議案書朗読により計画書、総括図、計画図を説明）

最後に、議案第6号志津川都市計画公園の変更（廃止）について説明します。（議案書朗読により計画書、総括図、計画図を説明）

今回廃止する第4、第5、第6議案は、いずれも今回、都市計画決定を行う新たな志津川市街地の復興まちづくりにおいて、都市施設の再配置を行うため、廃止するものです。議案の説明は以上です。

次に、今回の議案に提出された意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を述べさせていただきます。議案書別冊資料2をご覧ください。

議案第1号志津川都市計画土地区画整理事業の決定（3意見）、議案第2号志津川都市計画「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の変更（2意見）について意見書が提出されました。

（意見書朗読により要旨等の説明）

ご審議いただく内容は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】ただいま事務局から説明がありました。これについて御質問又は御意見ございませんか。

【委員】1点目、第3号議案について、上の山にある八幡神社は被災市街地復興推進地域から外れているか。また、大森地区で宅地造成が行われているが、ここも外れているのか。2点目、住民の声では復興計画が夢物語ではないか、という声も出ているが、兵庫県の復興を見てみると、決して不可能ではないと思えるが、現実としては早く進めない住民がいなくなってしまう。今後の進め方について伺いたい。

【事務局】 3号議案に関する質問につきましては、上の山地区一帯は被災市街地復興推進地域から外すこととしているので、ご質問にあった八幡神社も外れることとなります。同様に、大森地区も外してございます。復興推進地域から外れる理由としては、面整備地域から外れることと、災害危険区域外であることです。志津川地区の住民に対しては災害危険区域の指定に関する閲覧を実施しております。津波シミュレーションによる浸水域に基づいて、危険区域案を示しております。この危険区域外の部分については、今回被災市街地復興推進地域から外すこととしております。

第2号議案に関する今後の全体計画についてですが、3月を目処に事業実施計画を策定してまいります。この策定の間には、まちづくり協議会などからの様々な御意見を取り入れながら、平面的な図面にとどまらず、目に見える資料を提供しながら進めてまいりたいと考えております。

【委員】 都市計画事業は住民の意向を汲みながら進めていただきたい。中央地区に志津川駅とあるが、BRTの駅のことと思う。今後の展開について教えていただきたい。もう一つ、志津川地区の防災集団移転事業では建築可能時期が平成26年中頃と認識していたが、今日の資料だと平成27年中頃となっている。遅れることとなったのか。

【事務局】 参考資料の13ページをお開き願います。中央地区の平面図を記載しておりますが、その中で右下の部分に交通ターミナルとあり、BRTとの関連はどう考えるのか、という質問かと思いますが、あくまでも町では鉄道での復旧を考えておりますので、鉄道としての志津川駅と考えております。あくまで鉄道の駅としての駅前広場という位置付けでございます。そして、スケジュール（防災集団移転事業）につきましては、平成26年度中頃に建築可能となりますのは東地区でございます。この中央地区は埋蔵文化財の発掘調査があるため、東地区よりも遅れるスケジュールとなっております。ただし、埋蔵文化財の調査が順調に進むなど、前倒しになる可能性はございます。1日でも早いスケジュールとなるよう町でも進めてまいりたいと考えております。

【委員】 町としても、1日でも早いスケジュールとなるよう環境整備などに配慮していただきたい。住民の生活が大事であり、埋蔵文化財調査と防災集団移転事業が速やかに進むよう調整していただきたい。

【会長】 要望として受け取ってよろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかにございませんか。

【会長】 議案第3号における被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる満了の日、平成25年3月10日について再度説明してほしい。

【事務局】 資料に記載されている枠取りの区域において、震災が起こった平成23年3月11日から2年間、推進地域の規制を掛ける期間として記載しております。

【会長】 ほかにございませんか。

【委員】戸倉地区の防災集団移転候補地において産業廃棄物が見つかったが、移転が遅れるのではないかと懸念されているので、経過を教えてください。また、同事業の候補地に埋蔵文化財が多く見つかったが、このあたりの影響についても教えてください。

【事務局】戸倉の防災集団移転候補地につきましては、今回の都市計画案件とは関わりがありませんが、状況について御説明いたします。産業廃棄物につきましては、環境対策課が中心となって、県、警察と連携して廃棄した者の特定等、調査を進めております。町としては、環境への影響ということで、土質調査などを進めております。結果が出ていないのでなんとも申し上げられませんが、当課としては、除去すれば影響は無いと考えており、（廃棄物の）ボリュームも含めて、計画図を作成しているところであり、調査結果に基づき対応していきたいと考えております。調査結果が出た段階で、実施設計に移っていきたいと思います。埋蔵文化財につきましては、今回の案件では（志津川）中央地区に新井田館跡という文化財がございます。文献等を調べますと7haを超える面積のようで、かなりの面積ですが、計画地全体に当たるわけではありませんので、早期に着手できるよう地形測量を実施中でございます。ちょうど本日セスナ機が飛行しております。地権者についても、今後の用地買収も含めて折衝にあたり、一定のご理解をいただいているところであります。防災集団移転の候補地において、埋蔵文化財が見つかった個所としては、清水地区、津の宮地区、波伝谷地区、そしてここ（中央地区）と4か所ございましたが、清水地区は候補地を変更し、津の宮地区と波伝谷地区については事前に試掘を行い、計画に影響が無いという調査結果となっております。

【会長】ほかにございませんか。

【委員】議案書別冊の防潮堤の件ですが、番号3の方が意見書に防潮堤を受け入れしたのですか、とあり、こちらの回答では志津川市街地の都市計画説明会を行っており、一定の合意形成が図られたと考えている、という回答ですが、これで防潮堤は8.7mという高さは規定の事実として、決定したと考えてよいのですか。

【事務局】高さにつきましては、国、県の会議におきまして、人命・財産を守るという観点を踏まえまして高さの決定が為されております。当町といたしましては、河川の堤防も含めて、高さは決定されております。ただ、それが住民に対してきめ細かな説明がなされているか、というご指摘を受けていると認識しております。そのあたりにつきましては、防潮堤あるいは河川の堤防の整備計画の詳細が分かっておりません。これは県で作成することとなりますが、それが出た時点で各地域地域で説明をしていく、ということになりますので、その在り方も含めて検討することとなります。

【会長】未定ということでよいのか。

【事務局】高さは決まっております。ただ、高さだけが議論されておりますので、防潮堤そのものの在り方であるとか、周辺の土地利用の在り方も含めてですが、まだ

防潮堤の形すら示されておりません。高さは決まっておりますが、景観の部分などについては、議論の場が設けられると考えております。

【委員】志津川都市計画の道路や公園の廃止が示されておりますが、町内には外にも道路がいっぱいありますが、なぜこの4つの道路だけ廃止なのか、公園も他にもあるが、なぜこれだけなのか、教えていただきたい。もう一つ、被災市街地復興推進地域で今回除外するエリアについて、大森等は今後津波の被害が見込まれないという理由で除外されたが、漁港部の部分はなぜ今回除外されるのか。

【事務局】道路につきましては、（町で）今回4路線廃止いたします。県決定の都市計画道路では変更が3路線で廃止が2路線となっております、当町には全部で都市計画道路が9路線ございますので、都市計画道路の数は整合が取れております。公園につきましては、本浜公園以外の都市計画公園としては東山公園、上の山公園、松原公園がございます。松原公園につきましては、八幡川右岸の地区でございますので、復興祈念公園の計画がございます。この計画が固まった時点で廃止、ということになります。東山公園、上の山公園につきましては、面整備区域外で現存してますので、廃止いたしません。漁港部の被災市街地復興推進地域につきましては、従来から災害危険区域に設定されておりましたので、今回除外いたしました。

【会長】ほかにございませんか。

（無し）

【会長】では、採決に移ります。採決は、第1号議案から第3号議案までをそれぞれ行い、関連のある第4号議案から第6号議案までを一括で採決いたします。これに御異議ございませんか。

（無し）

【会長】では、第1号議案についてお諮りいたします。第1号議案「志津川都市計画土地画整理事業の決定」について、原案のとおり可決してよろしいか。

（異議無し）

【会長】異議が無いようですので、当議案については原案のとおり可決することといたします。では続いて第2号議案についてお諮りいたします。第2号議案「志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」について、原案のとおり可決してよろしいか。

（異議無し）

【会長】異議が無いようですので、当議案については原案のとおり可決することといたします。続いて第3号議案「志津川地区被災市街地復興推進地域の変更」について、原案のとおり可決してよろしいか。

（異議無し）

【会長】異議が無いようですので、当議案については原案のとおり可決することといたします。続いて第4号議案「志津川都市計画土地画整理事業の変更」について、第5号議案「志津川都市計画道路の変更」について、第6号議案「志津川都市計画公園の変更」について、原案のとおり可決してよろしいか。



(異議無し)

【会 長】異議が無いようですので、当議案は原案のとおり可決することといたします。続いて、報告事項として志津川都市計画道路「国道45号及び国道398号」について、事務局から説明願います。

【事務局】では、参考資料をご覧下さい。県都市計画審議会では昨日、審議された県決定案件である志津川都市計画道路の変更(国道45号、398号、県道志津川登米線、2路線の廃止)についてご報告させていただきます。

(資料に基づき総括図の説明、計画図の説明)

国道45号は、都市計画道路の起点は水尻橋から、終点は新井田のJR軌道下の45号現道まで、延長は約2,000mです。幅員構成は、車道10m、両側歩道3.5mです。国道398号は、都市計画道路の起点は五日町から、終点は御前下の398号現道まで、延長は約2,000mです。市街地部の幅員構成は車道9m、両側歩道3.5mです。八幡川を交差する付近から小森方面へ行く区間は、歩行者の通行量等を考慮して片側歩道となります。県道志津川登米線は、都市計画道路の起点は汐見町から、終点は田尻畑の保呂毛橋の手前まで、延長は約1,300mです。幅員構成は、車道8m、片側歩道3.5mです。いずれの道路も、車道幅員の考え方として、緊急時の消防・救助活動や避難時の自動車の乗り捨ても想定し、路肩(片側)に車両を停めた場合でも、地震による被災者の救助、避難の呼びかけを行う緊急車両と自動車による車両等のすれ違いが可能である幅員8m以上を確保しています。

次に、今回の県決定案件に提出された意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を報告します。国道398号の変更について意見書が提出されました。

(資料朗読により意見書の要旨等の説明)

以上、報告を終わります。

【会 長】ただいまの報告について、御質問等ありませんか。

【委 員】事業期間について教えていただきたい。

【事務局】国道45号及び398号については、いつから工事が始まりいつ終わるのかについては、まだ未定であります。

【委 員】おおよそでかまわないが。

【事務局】早々に測量業務に入ると聞いています。完成は、復興整備期間が平成27年度となっていることから、県でもこれを目途に進めることとなります。

【委 員】一般町民にとって都市計画道路という名称が分かりにくいので、定義についてもう少し詳しく教えていただきたい。既に存在する道路なのに計画を廃止する、というのは分かりにくいのだが。

【事務局】町では、都市計画区域内の重要な路線を都市計画道路として指定している。この道路の計画では幅員が決められているが、現状ではこれだけの幅員が確保されていない場合がある。このため、計画幅員を確保する必要があり、住民が住宅建て替えを行う場合は計画幅員より下がって家を建築しなければならない。つまり、都市計画道路として決定すると、強制力が発生することとなる。

今回は、震災により従来の都市計画道路を整備することがなくなったことから、この計画を廃止する、という手続きを行うものである。

【委員】 今後は広報等で分かりやすい説明を掲載していただきたい。

【会長】 ほかにありませんか。

(無し)

【会長】 ないようですので、以上で審議を終了いたします。それでは事務局にお返しいたします。

## 6 閉会

【課長挨拶】

- ・ 前回に引き続き、慎重な御審議ありがとうございました。本日、第6号議案までご決定をいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。この案件は、来週月曜日の9月10日には復興整備協議会に諮り、大臣承認を得るスケジュールとなっております。都市計画関係につきましては、漸く第1歩を踏み出せたという状況です。今後、事業計画策定に向けて、委員の皆様から様々な機会でご意見をいただくことになろうかと思っております。また、9月1日にはこの志津川地区に係るまちづくり協議会が設立されました。町としても、住民意見が議論される場ができたということで嬉しく思っております。今後ともご足労をお掛けいたしますが宜しく願いいたします。本日はありがとうございました。

【事務局】 以上で平成24年度第2回南三陸町都市計画審議会を閉会いたします。

以上